

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和3年度上期報告)

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和3年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、3月17日に見直した品質方針を設定し、電子掲示板により全社員へ周知した。(品質方針の設定、周知は令和2年度下期中に実施。)

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

監査室長は、令和3年度の品質目標を4月7日に設定し、同日、電子メール等により監査室内へ周知した。

また、監査室長は、品質目標の達成指標の明確化のため、9月7日に改正し、同日、電子メール等により監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室長は、令和3年度の品質目標を4月6日に設定し、同日、電子メール等により調達室内へ周知した。

また、調達室長は、品質目標の達成指標を追加するため、5月20日に改正し、同日、電子メール等により調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、令和3年度の品質目標を3月29日に設定し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

また、安全・品質本部長は、組織改正を踏まえ、7月19日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、令和3年度の品質目標を4月6日に設定し、4月7日、電子メール等により濃縮事業部内へ周知した。

また、濃縮事業部長は、コスト実績管理に関する項目を変更するため、4月27日に改正し、4月28日、電子メール等により濃縮事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

- ・令和2年度第4四半期原子力規制検査結果に係るマネジメントレビュー：4月21日（上期計1回）

なお、令和3年度第1四半期原子力規制検査結果に関する社長による評価については、考え方を整理し、「2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み(1) 安全・品質改革委員会の活動」として確認することとした。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置及び加工施設の経年劣化に関する技術的な評価に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施している。

- ・濃縮事業部に対する内部監査：7月～（実施中）
- ・原子力防災訓練監査（安全・品質本部及び濃縮事業部）：7月～（実施中）

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関する事、加工施設の構造、性能及び操作に関する事、放射線管理に関する事等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に15回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

また、社長は、監査室、調達室、安全・品質本部及び濃縮事業部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第1四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下のような活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援した。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第26回品質保証マネジメント会議を4月13日に開催した。(令和2年度下期に報告済)

(議題)

- ・再処理施設の使用前事業者検査の実施について
- ・今後の工事に向けた安全確保の取組みについて
- ・現場の安全と品質確保に向けて

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会(濃縮事業部)を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第8回安全・品質改革検証委員会を6月4日に開催した。パフォーマンス向上に向けた取組みや安全文化の育成などについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について6月23日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会

全社安全大会を、当社及び協力会社の社員を対象として、7月2日に、新型コロナウイルス対策を講じた上で開催した。

(参加者：約300人)

(2) 品質月間

期間中(上期)の品質月間に係る活動はなし。

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部及び濃縮事業部は、ロイド・レジスター・グループ・リミテッドによる令和3年度第1回定期監査を受けた。

（監査実施日：監査室7月26日及び8月3日、安全・品質本部7月26日から7月27日及び8月3日、濃縮事業部7月30日及び8月2日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、監査室及び濃縮事業部に対してそれぞれ1件あった。

（令和3年10月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2021年度 第1回 第三者定期監査結果の報告について

以 上